

第二十一号

徳島県公営企業の設置等に関する条例の一部改正について

徳島県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年十一月二十六日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

徳島県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年徳島県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。
別表の一の表に次のように加える。

和田島太陽光発電所	小松島市和田島町	二、〇〇〇キロワット	
-----------	----------	------------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

和田島太陽光発電所の新設に伴い、電気事業の規模を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。